

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年12月22日(木)午後3時から午後4時50分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(24名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	9番 今井睦子 委員
10番 石田利之 委員	11番 大木丈雄 委員
14番 山崎幸治 委員	15番 伊藤喜信 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(3名)

8番 郡司武幸 委員 12番 伊藤栄治 委員 13番 椎名正和 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
4件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
2件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第7号 平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 3件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局員 3 名
(産業振興課)
職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 28 年 12 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 24 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9 番今井睦子委員、10 番石田利之委員を指
名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 1 番、10 番、11 番、13 番及び 15 番
は所有権移転に関する件、番号 2 番から 9 番までと 12 番及び 14 番は賃
借権に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 15 番までを議案書を基に朗読】

番号1番から15番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

14番 　番号2番から9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ない
と思われ
ます。

20番 　番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号11番、12番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ない
と思われ
ます。

3番 　番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており労働力や所有農機
具からみても問題ないと思われ
ます。

番号14番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5番 　番号15番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、申請地に農業用倉庫を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

20番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地の区分と転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、太陽光発電施設用地として、畑457㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電施設用地として、畑389㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として、畑341㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、建売住宅用地として、畑242㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 番号1番、2番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への通風、日照、排水等の影響はないと思います。

20番 番号3番について、申請人は現在集合住宅に住んでいます。子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号4番について、申請者は不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。本件につきましては、去る12月20日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、最初に、第2班の班長より報告をお願いします。

7 番 番号1番について、第2班の現地調査班を代表して報告申し上げます。対象農地の一部に良好に管理されていない農地がありました。事情を調査したところ相続人は体調を崩した期間があり、その間農作業に従事できなかったため、当該地を含めた周辺農地の耕作条件により農地利用できなくなってしまったようです。
その後の意見交換では、調査した委員より残念ではあるが、八日市場イ字石取1046番地と1048番地は農地として利用していたとは判断できないとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第2班班長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め、次の案件に進みます。第3班の班長より報告をお願いします。

1 番 第3班の現地調査班を代表して報告申し上げます。
対象農地は、良好に管理されておりました。
その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第3班班長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。

各案件とも各現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。

あっせん申出番号1番については、田6筆を売買又は賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番今井睦子委員、16番久古浩二委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番今井睦子委員、16番久古浩二委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。なお、本議案には、川口京子委員と大木一夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に軽微変更の1番について、を議題とします。川口京子委員は退席をお願いします。川口委員が退席しましたので、軽微変更の1番について去る20日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長より報告をお願いいたします。

【農地委員会からの報告】

7番 農地委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る12月20日午後1時より、市民ふれあいセンター第3会議室において、農地委員会を開催いたしました。内容につきましては、平成28年12月9日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見についてを、審議いたしました。

軽微変更の番号1番につきましては、計画は適当と思われれます。

計画案の詳細と調査結果につきましては、事務局担当課より御説明申し上げますので御審議をお願いします。

議長 農地委員長の報告が終わりました。
詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の軽微変更の番号1番の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の番号1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

軽微変更の番号1番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(川口委員着席)

議 長 川口京子委員が着席されましたので、引き続き議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の番号2番について、を議題とします。大木一夫委員は退席をお願いします。大木委員が退席しましたので、軽微変更の番号2番について去る20日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長より報告をお願いいたします。

【農地委員会からの報告】

7番 農地委員会から報告申し上げます。軽微変更の番号2番につきましては、計画は適当と思われま。

す。計画案の詳細と調査結果につきましては、事務局担当課より御説明申し上げますので御審議をお願いします。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。

詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の軽微変更の2番の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の番号2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

軽微変更の2番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(大木委員着席)

議 長 大木一夫委員が着席されましたので、引き続き議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題とします。軽微変更の番号1番と2番を除き農地委員会での審議経過について農地委員長より報告をお願いいたします。

【農地委員会からの報告】

7番 農地委員会から報告申し上げます。審議した結果につきましては、重要変更の番号3番を除き本計画は適当と思われます。重要変更の番号3番については、委員より、計画地が優良農地のほぼ中央に位置し、農地利用すべき農地ではとの意見がありましたので報告します。計画案の詳細と調査結果につきましては、事務局担当課より御説明申し上げますので御審議をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の軽微変更の番号1番及び2番を除き内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

22番 重要変更の番号3番について、農地委員会でも意見があったようですので他の案件とは別に審議採決しては如何かと思えます。

議長 ただ今、重要変更の番号3番について、他の案件とは別に審議採決してはどうか、との御意見が出されましたが他に御意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番について他の案件とは別に審議採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって重要変更の番号3番について他の案件とは別に審議採決することに決しました。

議長 引き続き、議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題とします。重要変更の番号3番を除き、質疑・御意見はございませんか。

27番 軽微変更の番号4番について、既に開業していると思えます。9,681㎡と大規模で、農振農用地の用途変更手続きも無く、農地法の手続きも行わずに事業展開をしている実態があるようですが、会社の経営者が関係法令を知らなかったとは思えません。

今回の申請に際し、始末書の提出はありますか。関係法令の手続きが終了するまで事業を自粛するとの申し出はありますか。併せて地元委員からの見解をお願いします。

事務局 始末書を朗読。併せて、事業者と打ち合わせ経過を報告。

25番 去る9月21日に地元委員4名で、会社へ訪問し法令違反である旨の話と併せて事業内容の視察をしてきました。大規模な園芸栽培施設があり20名程度の従業員が作業に従事していました。従業員用の駐車場と出荷用の施設が設置されていました。事業者は法令違反の認識をしていましたので直ちに申請をするよう指導をしてきました。

議長 その他、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番を除き採決に入ります。重要変更の番号3番を除き原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 引き続き議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番を議題とします。

議長 これに質疑、御意見はございませんか。

23番 計画地は、第1種農地であると思います。農地利用すべき農地であると思います。

議長 その他質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御意見なしと認め、暫時休憩します。

議 長 会議を再開します。

議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番について、計画地は第1種農地に該当することから農地として利用すべきとの意見を付けて市へ回答したいと思いますが、これに御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。お諮りいたします。

議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の番号3番について採決に入ります。

計画地は第1種農地に該当することから農地として利用すべきとの意見を付けて市へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第7号「平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案には、渡邊弘仁委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に第2の所有権移転関係の番号9番から11番までについて、を議題とします。渡邊弘仁委員は退席をお願いします。渡邊委員が退席しましたので、第2の所有権移転関係の番号9番から11番までについて、去る12月20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会より報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

2番 本件につきましては、去る12月20日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター第3会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしま

した。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年12月13日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第6次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本件案は適当と思われまふ。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第2の所有権移転関係の番号9番から11番までの農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えまふ。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めまふ。

お諮りいたします。議案第7号「平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号9番から11番までについて質疑を打ち切ることに御異議ございませぬか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めまふ。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(渡邊委員着席)

議 長 渡邊弘仁委員が着席されましたので、引き続き議案第7号「平成28年度第6次農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。第2の所有権移転関係の番号9番から11番までを除き、その経過報告について、農地銀行運営委員会より報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

2番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。計画案の内容につきましては、第2の所有権移転関係の番号9番から11番を含め、利用権設定関係9件、対象面積合計31,030㎡、所有権移転関係14件、対象面積合計27,228㎡でございます。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第2の所有権移転関係の番号9番から11番までの農用地利用集積計画を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号「平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号9番から11番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第7号「平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の

第2の所有権移転関係の番号9番から11番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、利用権の中途解約に係る通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	2件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
議案第7号 平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年12月22日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。